

がんばろう！東北



浄土ヶ浜震災状況

平成 23 年 4 月 7 日

第 20 号

みちのく環境だより

環境省東北地方環境事務所 <http://tohoku.env.go.jp>

東日本大震災のため特別編集として災害関連の各課の取組を中心に紹介します。

環境省 現地災害対策本部長
からのご挨拶

清水康弘（大臣官房審議官）

私は、東北地方を襲った震災の直後に現地対策本部長を命じられ、東京から仙台に赴任しました。以来、岩手県、宮城県、福島県の多くの被災地を訪問し、被害の現状をつぶさに見てまいりました。沿岸地域の被害は本当に筆舌に尽くしがたいものであり、各地域の対応も困難を極めています。改めて、震災により亡くなられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災地の方々にお見舞い申し上げます。

今回の大震災は、東北地方のみならず全国さまざまな形で人々の生活や暮らし、企業活動に大きな影響を与えています。政府としては、一刻も早く、被災地域が復旧・復興し、日常の生活を取り戻せるよう努力しているところです。

特に、環境省としては、廃棄物対策に責任を持つ省庁として、関係自治体、関係機関と協力して、損壊家屋その他震災で生じたガレキ類などの処理を進めるとともに、避難所の仮設トイレの手配な

どを含め、し尿対策も進めています。さらには、今回の震災により PCB やアスベストなどによる環境汚染が広がらないようモニタリングを進めています。また、被災した犬や猫などのペットの問題も取り組んでいきます。さらには、被害を受けた国立公園の復旧にも取り組んでいくつもりです。

こうした中、東北環境事務所は東北における環境対策の拠点として、多くの関係団体、関係者とネットワークを組みつつ活動していきたい思いますので、今後ともご協力よろしくお願ひいたします。

震災に伴う各課の取組と対応について

～東北地方太平洋沖地震における災害廃棄物に関する対応について
(廃棄物・リサイクル対策課)

廃棄物・リサイクル対策課では、日々、東北地方太平洋沖地震による被害状況を取りまとめるとともに、樋高環境大臣政務官の被災地訪問へ随行し、また、第 1 回岩手県災害廃棄物処理対策協議会へ出席いたしました。今後、廃棄

物・リサイクル対策課では、市町村が実施する災害廃棄物の収集、

運搬及び処分に係る事業に対する補助に関する事務を進めていきます。

環境省のこれまでの災害廃棄物に関する文書等は、以下をご覧下さい。

<http://www.env.go.jp/jishin/index.html#haikibutsu>

同様に災害廃棄物処理、し尿等の処理などの分野において、被災された自治体及び被災者の要望にできる限り対応してまいります。

環境省東北地方環境事務所

〒980-0014

仙台市青葉区本町 3-2-23
仙台第 2 合同庁舎

電話: 022 (722) 2870 (代表)

FAX : 022 (722) 2872

電子メール: REO-TOHOKU@env.go.jp

(リサイクル、有害廃棄物輸出入関係、地球温暖化対策、石綿健康被害等に関すること)

電子メール: TOHOKU@env.go.jp

(国立公園、エコツーリズム、自然再生、野生生物、外来生物等に関すること)

【樋高環境大臣政務官の

被災地訪問随行概要】

■日時：平成 23 年 3 月 20 日(日)

～3 月 21 日(月)、3 月 24 日(木)

■場所：宮城県（仙台市、塩竈市、多賀城市等）、岩手県(釜石市、大槌町)

■訪問先：塩竈市内災害廃棄物の仮置場、多賀城市内避難所(多賀城市民ホール)の慰問、仙台空港周辺被災地域、名取市閑上地区、岩手県大槌町等

【第 1 回岩手県災害廃棄物処理対策協議会】

東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針や岩手県における震災により発生した災害廃棄物処理の基本的考え方などについて話し合われました。当事務所からは、清水環境省現地災害対策本部長、小林環境省現地災害対策本部長代行が出席しました。

■日時：平成 23 年 3 月 29 日(火) 13：30～17：30

■場所：岩手県庁 3 階

第一応接室他

■参加者：環境省 樋高政務官、

清水審議官、小林所長他

被災地 達増岩手県知事他

5 市 4 町 3 村代表者

関係機関 厚生労働省、農林水産省、国土交通省等 12 機関



～国立公園保全整備課の取組について

(国立公園保全整備課)

国立公園・保全整備課は、現地保護官事務所と連絡を取り、直轄施設や主要な公園事業施設について被災状況の確認と危険箇所への立入禁止表示等の対策を行っています。

また、国立公園において活動を行って頂いている、自然公園指導員及びパークボランティアの安否確認についても行っております。

管内 12ヶ所の自然保護官事務所及び直轄施設の被災状況ですが、宮古及び大船渡事務所以外については、大きな被害の報告はありませんでした。

宮古及び大船渡管内における現在確認できている、直轄施設等の被災状況は下記のとおりとなっております。

- ・宮古自然保護官事務所：建物の異常なし、電気・ガス・水道は停止
- ・大船渡自然保護官事務所：建物の異常なし、電気・ガス・水道は停止
- ・浄土ヶ浜ビジターセンター：建物の異常なし、地下 1 階外部連絡路に若干の土砂堆積
- ・宮古姉ヶ崎フィールドハウス：外見からは、ヒビが確認され詳細調査必要
- ・中の浜キャンプ場：全面的に崩壊、RC 構造のトイレのみが残っている状況
- ・北山崎園地：被害なし

- ・気仙沼大島園地：体験四阿の屋根大破、海岸デッキ歩道破損、防風林の松倒木し堆積等

- ・気仙沼大島キャンプ場：高台でありほぼ異常なし

- ・唐桑半島ビジターセンター、国民宿舎：外観異常なし

- ・休暇村施設：建物に大きな被災はなし

- ・道路の被災があり、その他施設については確認が行えていない状況

今後は、確認の出来ていない施設について道路復旧にあわせて確認と立入禁止対策等を実施するとともに、4 月からは、被災施設の詳細の調査を行い、復旧策を検討と予算の確保を行う。

また、国立公園内で行われる復旧に係る国立公園法に係る手続きの相談対応も行うこととしている。

長期的には、今回の災害に伴う国立公園としての景観資源等の変化状況を把握し、公園計画の点検を進めることとしている。

～野生生物課の取組について

(野生生物課)

今回の地震では、人間が被災するとともに、多くの犬、猫などのペットも被災しました。

このことから、財団法人日本動物愛護協会等の 4 団体は「緊急災害時動物救援本部」を立ち上げ義援金の募集や支援物資の配達などを行っています。環境省としても各ペット関連団体に対し、救援本部が行う家庭動物の保護・収容及び適正な飼養の支援に係る協力要請を行いました。

東北地方環境事務所では、岩手県獣医師会が燃料不足で救援本部から届いた救援物資（ペットフード等）を被災地まで届けられずにいたことから、当事務所業務に合わせて宮古市まで救援物資の運搬を協力しました。

また、避難所等におけるペットの状況について情報収集をしています。

今後とも、被災ペットのケアが適切に行われるよう可能な限り必要な支援を行います。

また、管内の猛禽類保護センターや野鳥観察舎等の施設に大きな被

害は見られませんでしたが、国指定仙台海浜鳥獣保護区が津波によって地形が大きく変わりました。現在、現場が危険な状態で立入りができないことから、立入りが可能になりましたら現地を調査し、具体的な対応について今後検討してまいります。

伊豆沼、蕪栗沼・周辺水田、化女沼各指定鳥獣保護区においても、観察道などに地割れ段差等が見られ危険な状態であるため一部立入禁止となっており、これら鳥獣保護区の早急な復旧が望まれます。



蒲生干潟震災前



蒲生干潟震災後
(国土地理院提供)

～環境対策課の取組について (環境対策課)

環境省水・大気局では、震災による環境汚染を未然に防止するため、環境調査・モニタリング等について、必要な資機材・人員の派遣等の支援のマッチングを行っております。当課といたしましても、管内の自治体の皆さまのご意見・ご要望を出来る限りお聞きし、現地のニーズを的確に本省に伝えるなど、本省と連携を図りながら皆さまのご要望にお応えしていきたいと考えております。大気や水、土壤への有害物質、アスベストの漏出等による二次災害を未然に防止するため、自治体の皆さまからのご意見・ご要望をお待ちしております。

また、当課では東北地域の地域環境力を育むことを目的に、東北各地の行政、NPO、企業等との協働、ネットワークづくりを行うEPO東北を設けております。このEPO東北及びそのネットワークを活用し、各地のNPO等と協働しながら、環境を通じた、被災地の方々への各種支援を行っていきたいと考えております。

各地区の震災状況



宮古市内 鍬ヶ崎 浄土ヶ浜大橋より



浄土ヶ浜に流れ着いた屋根



津波により木にかかった漁具



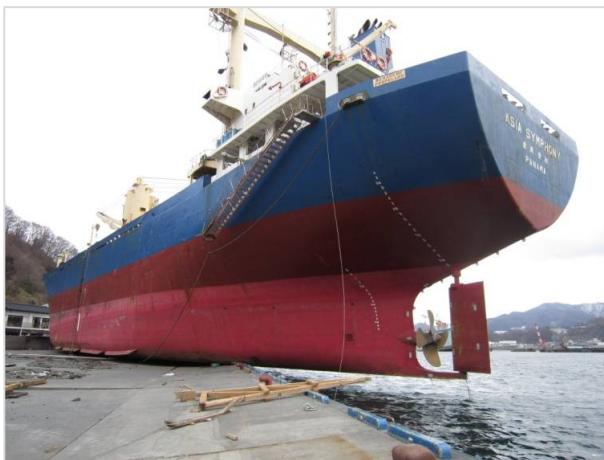
津波に流された線路



津波により被災した大船渡市街



津波により被災した陸前高田市街



津波によりふ頭に乗り上げた船舶



壊滅的な打撃を受けた大槌町

題字横の写真：浄土ヶ浜震災状況